登 園 承 諾 書

(保護者記入欄)

幼稚園名	し	ぶ	し	幼稚園	クラス名	
園児名					生年月日	

(主治医記入欄)

下記の〇印疾患で治療中のところ、現在回復し他園児への感染のおそれはないと思われますので、

平成 年 月 日から登園してよいことを承諾致します。

該当疾患に	疾患名	出席停止期間の基準(学校保健法施行令および施行細則による)
0		※以下の基準に基づき、医師が判断する。
	インフルエンザ	解熱後3日を経過するまで。
	百日咳	特有な咳が消失するまで。
	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで。
	流行性耳下腺炎	耳下腺の腫脹が消失するまで。
	(おたふくかぜ)	
	風疹(三日はしか)	発疹が消失するまで。
	水痘 (水ぼうそう)	全ての発疹が痂皮するまで。
	咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで。
	腸管出血性大腸菌感染症	医師によって伝染のおそれがないと認められるまで。
	流行性結膜炎(アデノウイルス)	医師によって伝染のおそれがないと認められるまで。
	急性出血性結膜炎(アポロ	医師によって伝染のおそれがないと認められるまで。
	病)	
	A群溶連菌感染症	抗生剤内服開始後24時間以上経過し、発熱発疹等の諸症状が回復
		するまで。
	感染性胃腸炎	嘔吐・下痢症状が軽快し、全身状態が回復するまで。
	(ノロ・ロタ)	
	マイコプラズマ感染症	解熱し、咳が軽快するまで。
	伝染性紅斑 (りんご病)	発疹には感染力がないため、全身状態の良いものは登園可能
	ヘルパンギーナ	全身状態の安定した者は、登園可能
	手足口病	全身状態の安定した者は、登園可能
	突発性発疹	解熱し、全身状態が回復するまで。
	伝染性膿痂疹 (とびひ)	患部を覆えば登園可能。覆えない場合は痂皮が脱落するまで。
	その他の伝染病	

※ その他 (生活での注意事項等)

平成 年 月 日

医療機関

医 師 名

印

主治医様

「登園承諾書」の意味は、集団の中での伝染病の広がりを防ぐ目的だけでなく、病気になった園児が充分な休養を取り、健康を取り戻す為にも必要な事であると考えております。誠に勝手な事を申しまして、主治医の先生にはご無理を申し上げる事に成るかと思いますが、園児の健康を考えております事にて、何卒よろしくお願い申し上げます。